

# 国会職員の給与等に関する規程

**別表第一 特別給料表（第一條關係）**

## 別表第二 指定職給料表（第一条関係）

号 給	給 料 月 額	円
1		706,000
2		761,000
3		818,000
4		895,000
5		965,000
6		1,035,000
7		1,107,000
8		1,175,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。